

<b>Title</b>	占領軍による大阪市有不動産の接收：大阪商科大学等のミリタリー・ターゲット指定問題を中心として
<b>Author</b>	田中, ひとみ
<b>Citation</b>	大阪市立大学史紀要. 1 巻, p.1-24.
<b>Issue Date</b>	2008-10
<b>ISSN</b>	1884-3522
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学史資料室
<b>Description</b>	
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20171208-103

Placed on: Osaka City University

《論文》

## 占領軍による大阪市有不動産の接收

—大阪商科大学等のミリタリー・ターゲット指定問題を中心として—

田 中 ひ と み

はじめに

大阪市立大学の前身校である大阪商科大学は戦時中に旧日本軍（大阪海兵団）によって接收を受け、続いて戦後は占領軍によって接收された<sup>(1)</sup>。筆者は以前、大阪市公文書館において大阪海兵団による接收についての賃貸契約書の写<sup>(2)</sup>を発見し、その内容を拙稿「昭和19年 大阪海軍経理部—大阪市 商大土地建物賃貸借契約書について」にて紹介した<sup>(3)</sup>。

公文書館に残されていたこの契約書（写）は、占領期になって戦時中の契約を参照する必要を生じた大阪市外事課が写し取ったものである。なぜ写し取る必要があったのか。それは戦時中の接收が契約に基づいた賃貸借だったと主張することで、ある問題に対する有力な手だてとなりうると考えたからである。

本論はこの問題（ミリタリー・ターゲット指定問題と表現することとする）に着目し、ミリタリー・ターゲット指定問題を通じて占領期の接收市有不動産を分析し、その特徴をつかむことを目的とする。占領期の大阪市外事課が作成した簿冊類から把握する限り、占領軍によって接收を受けた大阪市有不動産は26ヶ所確認できる（後述）。占領期間中を通じ、これらは決して均一的な歩みをたどったのではない。なかには、戦時中からの来歴が占領期にまで大きな影響を与える不動産が存在した。ミリタリー・ターゲット指定問題に着目することで、そのような接收不動産の特徴を明るみに出すことが可能となる。

本論の内容は、1においてまず大阪市有不動産の占領軍による接收状況を具体的に分析し、このうち、賃貸料に関して他と異なる扱いを受けた施設を把握する。そのうえで2において、これらがなぜ異なる扱い（賃貸料支払いの停止）を受けるに至ったのか、その経過と原因を明らかにする。占領軍と大阪市、その他関係機関とのやりとりから考えたい。3では、このような賃貸料支払い停止について、市を含めた関係機関および同じ事態に陥った私有不動産所有者らがどのように対処したのか、その取り組みについて述べたい。

分析対象の史料は、占領期に大阪市外事課が作成した接收不動産に関する簿冊類である。大阪市公文書館の所蔵である。なお、本稿で使用する年号は、特に断りのない限り元号（昭和）で表記している。

## 1. 市有不動産接収の実態 — 『接収不動産賃貸料処理簿』 から —

## (1) 市有不動産26ヶ所の接収状況概観

十五年戦争に敗れた日本に占領軍の進駐が始まったのは、昭和20 (1945) 年9月のことである。関西方面には米陸軍の第1軍団第98師団が和歌山に上陸し、同軍は9月27日に大阪に進駐してきた<sup>(4)</sup>。ポツダム宣言受諾の結果として日本には占領軍の維持に必要な一切の施設、物資、役務等の提供が義務づけられており、大阪においても旧日本軍の軍事施設が接収されたのをはじめ、戦災を免れた公共建築物、ホテル、デパートさらには宿舍用の住宅までも接収されるに至った (表1)。占領軍はまず住友ビル (東区<sup>(5)</sup>) と新大阪ホテル (北区) を接収し、司令部が住友ビルにおかれた<sup>(6)</sup>。ついで北野病院、朝日ビル、三越、日本生命、大阪金属、十合、松坂屋、日赤病院、大阪商科大学などの施設を接収した。司令部に代表されるように、市内における接収施設は鉄筋建物の多い東区・北区など中心区に多かった<sup>(7)</sup>。

占領軍による不動産の接収などは、占領開始以来、一般に「調達」と総称された。間接的占領行政がとられた占領期の日本においては、これらの「調達」は日本政府機関によって執り行われた。そして「調達」に対する費用、つまり連合軍の占領経費をまかなう為、昭和21年度以降、日本の国家予算には終戦処理費が計上された。不動産の接収に対する借り上げ費用 (賃貸料) も、この終戦処理費から支出された。日本政府は占領軍の調達要求に基づいて、被接収者

表1 主要接収物件 (全部または一部) と接収解除年度

北 区	北野病院 (24・25) 山岡内燃 (21) 旧扇町高女プール (25) 日本電気協会 (26・27) 朝日ビル (27) 北野劇場 (27) 新大阪ホテル (27) 江商ビル (27) 中之島公園 (27) 同和火災 (27) その他大和生命 (27) 等
東 区	三越 (22) 大林組 (21) 東洋棉花 (24) 岩井産業 (27) 大阪中央放送局 (随時 27) 朝日生命 (27) 日本生命 (27) 安田生命 (27) 大阪クラブ (27) 有恒クラブ (27) 大阪瓦斯 (27) 綿業会館 (27) 伊藤万ビル (27) 新日本汽船 (26) 電気クラブ (27) 丸紅 (27) 野村建設 (27) 平和不動産 (27) 大阪金属 (22・25) 住友ビル (27) 国防婦人会館 (29) 又一ビル (27) その他東京銀行大阪支店等
西 区	大阪YMCA (21) 石原産業ビル (28) 大同生命 (21) その他鞠公園 (27)
南 区	十合 (27) 千日土地 (25) 南海ビル (23)
浪 速 区	松坂屋 (23) 日本冷蔵 (24) 今宮中学プール (26)
都 島 区	桜之宮野球場 (24)
天王寺区	天王寺公園グラウンド (22) 音楽堂 (23) 上之宮中学 (27) 夕陽丘会館 (27) 市立美術館 (22) 大阪赤十字病院 (30) 真田山プール (27)
福 島 区	東京生命 (25) 日産自動車 (22) 宝船冷蔵 (25)
東淀川区	タイガー計算器 (21) 北海道バター (25)
城 東 区	寿重工業 (27) 橋本チェーン (27)
阿倍野区	久保田権四郎邸 (27) 田附政治郎邸 (27) その他
住 吉 区	市立大学 (27・30) 沢之町公園 (31)

(出典)『大阪市戦災復興誌』(1958年)、536～537ページより作成。カッコ内の数字は接収解除年度 (昭和)。

表2 占領軍に接收された大阪市有不動産

	名称	所在地	接收番号	接收日	解除日	土地(坪)	建物(坪)	1ヶ月賃貸料(円)
1	美術館	天王寺区茶臼山町	第1軍団第15号/OSKE176	20.10.1	22.7.19	6,400.000	3,855.000	39,070.00
2	商科大学	住吉区杉本町	第98師団第17号	20.10.7	(23.9.31 取消) ミリアルタ-ターゲット	52,501.010	7,505.250	78,600.00
3	経済研究所	住吉区杉本町	第98師団第17号	20.10.7		敷地は 商大地内	169.500	1,570.00
4	桃丘国民学校	天王寺区北山町	第1軍団第69号・21号	20.10.10	21.8.6	1,070.000	1,241.660	8,770.00
5	河原女子商業学校	南区河原町	第98師団第395号	20.11.14	21.6.3	794.700	843.396	3,840.00
6	真田山公園	東区北小橋町	OSKE第596号	21.6.20		2,484.000	131.000	3,500.00
7	長池公園	住吉区南田辺町	OSKE第2163号	21.11.20	22.5.27	2,162.000	プール	1,890.00
8	天王寺音楽堂	天王寺区茶臼山町	第1軍団第15号/OSKE235	20.10.1	23.4.23	800.000	124.750	3,520.00
9	扇町公園	北区扇町	第1軍団第120号	20.10.15	22.1.21	2,072.000		1,450.00
10	沢之町公園	住吉区沢之町	第98師団第17号	20.11.10		2,000.000		350.00
11	桜之宮公園	北区新川崎町	第1軍団第213号/OSKE236	20.10.3	24.5.24	3,154.000		1,655.00
12	天王寺公園	天王寺区逢坂下之町	第1軍団第15号	20.11.1	22.7.19	2,710.000		2,371.00
13	西区鞆北通1丁目							
14	西区鞆北通2丁目							
15	西区鞆北通3丁目							
16	西区鞆北通4丁目							
17	西区鞆上通3丁目							
18	堂島浜通1丁目		OSKE1447	21.8.26		537.250		510.70
19	中之島2丁目		OSKE182	21.5.15		53.630		131.36
20	堂島中2丁目		OSKE31	20.10.3		0.700		2.44
21	本町4丁目		OSKE1010	21.7.16		0.830		1.16
22	横堀3丁目		OSKE945A	21.7.10		104.980		367.42
23	健民修練所	泉北郡和泉町	第98師団290	20.11.5	21.4.23	11.720		28.73
24	健民修練所	泉北郡和泉町	第109師団155号	21.3.11	(24.3.31 取消) ミリアルタ-ターゲット	43,100.000	159.000	2,770.00
25	職員運動場	住吉区沢之町	第98師団第17号	20.11.10		11,341.000	385.000	4,910.00
26	扇町高等女学校	北区北扇町	第1軍団235号/JPNR3844号	20.11.6	25.7.6	37.810		700.00
27	中之島公園	北区中之島1丁目	第98師団第91号/第1軍団531号/OSKE第172号/JPNR1547号	20.10.23		10,669.000	102.000	20,540.00

(出典) 大阪市外事課『渉外事業関係書類 接收不動産賃貸料処理簿』および、同『昭和23年度～30年度渉外事業関係書類 接收不動産関係 賃貸借契約書』(大阪市公文書館所蔵)、『大阪市戦災復興誌』より作成。(注)『賃貸料処理簿』の表記や数値は修正記載が多いが、ここでは便宜上、最初の記載を採用した。

達と借り上げ契約を取り交わし、接收に対する借り上げ費用を支出した<sup>(8)</sup>。

表1に掲げたように大阪市内においても多くの接收不動産があり、これらの被接收者達に対して借り上げ費用(賃貸料)は支払われたはずである。その具体的な請求や支払いはどのようになされていたのだろうか。いまますべての接收不動産に関して明らかにすることはできないが、大阪市所有の不動産に対する賃貸料について、大阪市公文書館に残る史料から、その動向をつかむ機会を得た。

大阪市公文書館には、昭和22年度～24年度にかけて作成された『渉外事業関係書類 接收不動産賃貸料処理簿』<sup>(9)</sup>という簿冊が残されている。これは、その名の通り占領軍に接收された市有不動産に対する借り上げ費用(賃貸料)についての帳簿である。この簿冊は、大阪市外事課によって作成された。外事課は、昭和20年9月11日に占領軍軍政部との連絡機関として設けられ、翻訳業務や接收施設の事務処理をつかさどった<sup>(10)</sup>。発足当初、庶務部の所属部署だった外事課は、この簿冊が作成された時期には秘書室の所属へと変更されている。

『接收不動産賃貸料処理簿』の構成は、冒頭に市有不動産で接收されている26ヶ所が列記されており、続いて各々の施設について日本政府の終戦処理費から大阪市へ支給された賃貸料が日付ごとに細かく記録されている。この簿冊から作成した表2は、26ヶ所の一覧である。表2に記した通り、接收不動産名、所在地、接收番号、接收開始日、解除日、土地面積、建物面積、1ヶ月の賃貸料など、この簿冊には接收不動産それぞれに関する情報が記されている。

不動産賃貸料の受領状況については項を改めることとして、ここでは表2および図1を中心として、まずは26ヶ所全体を通した接收状況をみていくことにしよう。

#### ① 接收の開始時期

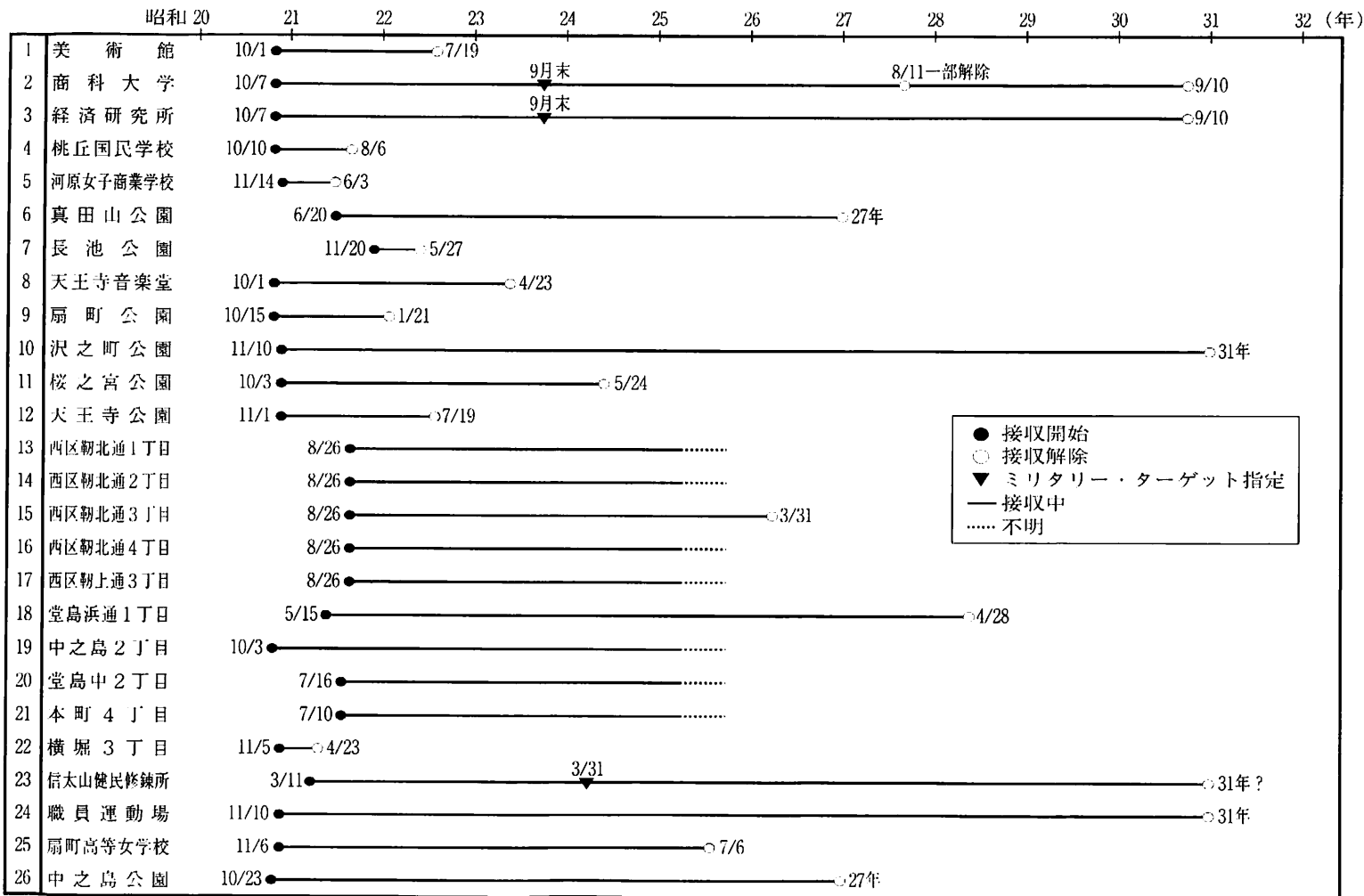
簿冊に掲載されている市有不動産の接收期間を図示したものが図1である。まずは接收開始日(図1:●印)についてみてみよう。これによると、市有施設で最も早く接收にあったのは天王寺の美術館と音楽堂で、日付は昭和20年10月1日である。先述の通り占領軍が大阪へ進駐してくるのが9月27日であるから、そのわずか4日後のことだ。続いて、10月7日には住吉区杉本町の大阪商科大学(以下、商科大学とする)と、同じ敷地内にあった商科大学附設の経済研究所<sup>(11)</sup>が接收され、10日には桃丘国民学校(天王寺区北山町)、15日は扇町公園(北区扇町)、23日は中之島公園(北区中之島)と続く。11月半ばまで公園や学校を中心に接收は続いている。大阪市有不動産は、大阪への進駐から2ヶ月足らずのうちに次々と接收されていく様子が見える。

この後、少し時間は空き、翌年3月には泉北郡和泉町および信太村(現・和泉市黒鳥町、伯太町、尾井町)所在の大阪市有施設である健民修練所が接收され、5月以降断続的になり、最後に長池公園(住吉区南田辺)が接收されたのは、進駐から1年以上経った昭和21年11月であった。

#### ② 接收面積

表2に戻って接收不動産の面積についてみてみよう。「土地」欄については、簿冊が作成された昭和22～24年度の間は何度も接收面積の改定があったようで、数値の訂正が繰り返される

図1 大阪市有不動産の接收期間



占領軍による大阪市有不動産の接收

(出典) 表2に同じ

不動産もあるが、ここでは便宜上、最初に書かれた数値を取りあげることにする。土地面積は、中之島2丁目(19)の0.7坪(最小)から商科大学(2)の52,501.01坪(最大)まで非常に幅がある。面積の大きい順に、商科大学(2)52,501.01坪<sup>(12)</sup>、健民修練所(23)43,100坪、職員運動場(24)11,341坪、中之島公園(26)10,669坪の4施設が1万坪以上であり、そのなかでも商科大学と健民修練所は群を抜いている。

### ③ 賃貸料

次に、賃貸料について。表2「1ヶ月賃貸料」の欄に明らかなように、表2の市有不動産すべてに対して、賃貸料が設定されている。中之島2丁目(19)や堂島中2丁目(20)のような1坪未満の微細な土地に対しても2.44円、1.16円と賃貸料が設定されている。1ヶ月あたりの賃貸料最高値は商科大学(2)の78,600円である。ついで美術館(1)39,070円、中之島公園(26)20,540円、桃丘国民学校(4)8,770円と続く。

### ④ 接收解除の時期

接收はいつ解除されたのか。ふたたび図1にかえると、最も早く接收が解除されたのは昭和21(1946)年4月23日付で横堀3丁目(22)の11.72坪の土地である(図1:○印)<sup>(13)</sup>。そして6月3日に河原女子商業学校(5)、8月6日に桃丘国民学校(4)と続く。同年の解除はこれら3ヶ所だが、この時期は図1に新たな接收開始不動産もみられる。昭和21年に占領軍はある不動産は接收を解除し、また一方で新たな不動産を接收するという行動をとった。市はこの時期、占領軍のめまぐるしい動きについて対応に追われたことであろう。

ところで、先述のごとくこの『接收不動産賃貸料処理簿』は昭和22年度から24年度まで記載されている。表2の1~26のすべての不動産について、昭和25年度以降の賃貸料受領記入はみられない。かといってすべての不動産が昭和24年度をもって接收解除されたのではなく、実際にはそれ以降も接收継続の施設が複数あるので、何らかの事情でこの処理簿の記入は昭和24年度末で打ち切られたのであろう。25年度以降も接收が続いたものについては、いつ解除になったのか日付も記されておらず、その後の賃貸料の動きも追うことができない<sup>(14)</sup>。

そこで、昭和25年度以降の接收解除については、『大阪市戦災復興誌』など<sup>(15)</sup>から補って図1に加えている。この図でみる限り、表2の13~14の靱北通1~2丁目と16~17靱北通4丁目・靱上通3丁目と19~21の中之島2丁目・堂島中2丁目・本町4丁目以外は、接收解除(およびその他なんらかの形で)の流れを追うことができる<sup>(16)</sup>。昭和27(1952)年4月28日サンフランシスコ講和条約の発効によってGHQは廃止された。政治状況に呼応して昭和27年度を含め、このころまでに多くの市有不動産が接收解除となったが、図1の接收期間が昭和30年代まで続いているように、講和条約によって全ての不動産が解放された訳ではなかった。

## (2) 賃貸料の受領状況

ここでは『接收不動産賃貸料処理簿』からいくつかの施設を取りあげて、大阪市の受領記録をもとに接收不動産に対する賃貸料の支払い状況を具体的にみていきたい。

表3に3つの施設の帳簿を再現した。すなわち、表3-(1) 商科大学(住吉区杉本町、表2の2)、表3-(2) 経済研究所(同、表2の3)、表3-(3) 健民修練所(泉北郡和泉町・信太村、表2の23)である。

表3-(1) 商科大学の場合、接收開始日は昭和20年10月7日、大阪進駐の約10日後である。「期間」と「請求年月日」の欄に注目すると、賃貸料請求の最初の日付は昭和22年4月16日である。接收開始日から1年半以上が経っている。この日、遅れていた支払いを取り戻すかのよう過去1年半の賃貸料を一気に請求している。表3に掲載していない不動産も合わせて、26ヶ所のすべてにおいて、最初の請求日は昭和22年の4～5月である。おそらく昭和22年春、賃貸料請求の環境がようやく整い、市はそれに対応して接收当初までさかのぼり一気に請求手続きをしたのだろう。

商科大学の手続きは、この1年半の期間を半年ずつに区切り、昭和20年10月～21年3月、21年4月～9月、21年10月～22年3月までと、3回の請求となっている。「納付書番号及び発行日」の欄にあるように、3回の請求は一つずつ納付書番号が異なり、区別されているのが分かる。「収入年月日」欄には、日付の記録がある。この欄から、最初の半年分は5月31日に支払われ、続く半年分(21年4～9月)・その次の半年分(21年10月～22年3月)は8月8日に支払われたことが分かる。

受領金額は、第1回目目が456,387円9銭である。接收は10月7日に始まるので、10月1日～6日の6日分(78,600 ÷ 31 × 6 = 15,212.903)を6ヶ月分賃貸料(78,600 × 6 = 471,600)から差し引いた金額になっている。その後、昭和23年9月分までは6ヶ月分(471,600円)、3ヶ月分(78,600 × 3 = 235,800)ずつ受領が確認できる。

注目したいのは、昭和24年1月26日請求の昭和23年度第3期賃貸料(=昭和23年10月～12月

表3 賃貸料の受領状況

(1) 商科大学

請求年月日	期間	金額(円)	収入予定年度	納付書番号及び発行日	収入年月日
22. 4.16	20.10月～21. 3月	456,387.09	21	3号 5/30	22/ 5/31
〃	21. 4月～21. 9月	471,600.00	22	34号 8/ 6	22/ 8/ 8
〃	21.10月～22. 3月	471,600.00	〃	35号 8/ 6	22/ 8/ 8
22. 8.11	22. 4月～22. 6月	235,800.00	〃	39号 8/29	22/ 9/ 1
22.10.30	22. 7月～22. 9月	235,800.00	〃	71号 1/30	23/ 2/ 7
23. 1. 9	22.10月～22.12月	235,800.00	〃	83号 1/30	23/ 2/ 7
23. 4.12	23. 1月～23. 3月	235,800.00	23	97号 4/30	23/ 4/30
23. 7. 1	23. 4月～23. 6月	235,800.00	〃	19号 8/ 9	23/ 8/18
23.10. 2	23. 7月～23. 9月	235,800.00	〃	37号 1/ 7	24/ 1/ 8
24. 1.26	3期	493,857.00		※	
24. 1.27	22.9/1～23.3/31 差額	602,133.00	24	65号 5/ 2	24/ 5/ 2
24. 1.27	23.4/1～23.9/30 差額	516,114.00	〃	61号 5/ 2	24/ 5/ 2
24. 4.-	4期	493,857.00		※	

接收：20年10月7日、(23年9月31日取消) ミリタリーゲット、1ヶ月賃貸料：78,600円、22年9月1日改定164,619円

※は「ミリタリーゲットに付、総司令部の命により支払不能」とあり



## (2) 経済研究所

請求年月日	期間	金額 (円)	収入予定 年度	納付書番号 及び発行日	収入 年月日
22. 4.16	S20 下半期	9,116.12	21	4号 5/30	22/ 5/31
〃	S21 上半期	9,420.00	22	28号 6/23	22/ 6/24
〃	S21 下半期	9,420.00	〃	29号 6/23	〃
22. 8.11	22. 4月～22. 6月	4,710.00	〃	40号 8/29	22/ 9/ 1
22.10.30	22. 7月～22. 9月	4,710.00	〃	72号 1/30	23/ 2/ 7
23. 1. 9	22.10月～22.12月	4,710.00	〃	84号 1/30	〃
23. 4.12	23. 1月～23. 3月	4,710.00	23	98号 4/30	23/ 4/30
23. 7. 1	23. 4月～23. 6月	4,710.00	〃	20号 8/ 9	23/ 8/18
23.10. 2	23. 7月～23. 9月	4,710.00	〃	43号 1/ 7	24/ 1/ 8
24. 1.26	3期	10,605.00		※	
24. 1.27	22. 9/1～23. 3/31 差額	13,755.00	24	69号 5/ 2	24/ 5/ 2
24. 1.27	23. 4/1～23. 9/30 差額	11,790.00	24	70号 5/ 2	〃
24. 4.-	4期	10,605.00		※	

接收：20年10月7日、解除：一、1ヶ月賃貸料：1,570円、22年9月1日改定3,535円

※は「ミリタリーターゲットに付、総司令部の命により支払不能」とあり。

## (3) 健民修練所

請求年月日	期間	金額 (円)	収入予定 年度	納付書番号 及び発行日	収入 年月日
※ 22. 4.16	21. 3月	2,648.70	21	6号 5/30	22/ 5/31
※ 〃	21. 4月～ 9月	35,190.00	22	11号 5/30	〃
※ 〃	21.10月～22. 3月	11,730.00	〃	12号 5/30	〃
22. 8.11	22. 4月～22. 6月	11,730.00	〃	47号 8/29	22/ 9/ 1
22.10.30	22. 7月～22. 9月	11,730.00	〃	80号 1/30	23/ 2/ 7
23. 1. 9	22.10月～22.12月	11,730.00	〃	89号 1/30	〃
23. 4.12	23. 1月～23. 3月	11,730.00	23	100号 4/30	23/ 4/30
23. 7. 1	23. 4月～23. 6月	11,730.00	〃	26号 8/ 9	23/ 8/18
23.10. 2	23年2期	11,730.00	〃	39号 1/ 7	24/ 1/ 8
24. 1.26	3期	12,411.00	〃	50号 4/27	24/ 4/27
24. 1.27	22. 9/ 1～23. 4/30 差額	1,589.00	24	73号 5/ 2	24/ 5/ 2
24. 1.27	23. 4/ 1～ 9/30 差額	1,362.00	〃	72号 5/ 2	〃
24. 4.-	4期	12,411.00	23	51号 4/27	24/ 4/27
24.10.14	23年下半期改訂差	28,278.00	24	28号 11/18	24/11/18

昭和二十四年四月以降ミリタリーターゲットに付、総司令部の命により支払不能

接收：21年3月11日、(24年3月31日取消) ミリタリーターゲット、1ヶ月賃貸料2,770円、22年5月17日改定3,910円、22年9月1日改定4,137円、23年10月1日改定8,851円

※は「接收面積不足の件、口頭申出中ノ処、5月17日変更する旨通知あり、即日金額変更の上提出せり」とあり。表に掲げたのは訂正後の数値である。

下線部は「3/31」の誤りと思われる。

(出典) 表3(1)～(3)：大阪市外事課『渉外事業関係書類 接收不動産賃貸料処理簿』(大阪市公文書館所蔵、簿冊整理番号213285、配架番号56935)より作成

分)と、昭和24年4月請求の昭和23年度第4期貨貸料(=昭和24年1月～3月分)の受け取りが確認できないことである。「収入年月日」欄には日付がなく、「納付書番号及び発行日」の欄には「ミリタリーターゲットに付、総司令部の命により支払不能」と記してある。また本来は

接収解除の日付を書き込むべき所にも「(23年9月31日<sup>(17)</sup>取消) ミリタリーターゲット」とある。「取消」の翌日にあたる昭和23年10月分から賃貸料支払いが滞っているのである。

表3-(2) 経済研究所についても、商科大学と同様に設定された1ヶ月賃貸料に基づいて算出された受領記録が確認できるが、昭和23年度第3期・第4期の受領はみられず、同じ文言「ミリタリーターゲットに付、総司令部の命により支払不能」とある。この事態は表3-(3) 健民修練所も同様である。本来は接収解除日を書き込む所に「(24年3月31日取消) ミリタリーターゲット」とあり、表3-(3) 最終行にあるようにその翌日にあたる昭和24年4月以降が支払い停止である。図1によると3つの施設ともに接収はそれ以後も続くのだが、いずれも「ミリタリーターゲット」以降、賃貸料の受領は確認できない。3施設ともにミリタリー・ターゲットを理由に連合国軍総司令部が何らかの命令を出し、それにより市が賃貸料を受け取り損ねている事態をおさえておきたい。

ところで、表2に挙げた26不動産のうち、「ミリタリーターゲット」や賃貸料支払い停止の記録がみられるのは、上記3施設のみである。ほかは接収解除日まで、あるいは『賃貸料処理簿』の記載終了の昭和24年度末までは受領記録が確認できる。となると、なぜ上記3施設だけがほかと異なる扱いを受けているのだろうか。また、支払い停止を生んだ「ミリタリーターゲット」とは何であろうか。総司令部がこれについてどのような命令を出したのであろうか。これについては章を改めて追っていくことにしよう。

## 2. 大阪商科大学等のミリタリー・ターゲット指定

### (1) 占領軍からの照会

商科大学および経済研究所に対する賃貸料支払いが滞る数ヶ月前、占領軍は商科大学の戦前の状況について調べていた。史料1は、昭和23年6月19日、占領軍が大阪府に対して戦時中の日本軍による不動産接収状況を照会したものである。

〔史料1〕<sup>(18)</sup> (昭和23年6月19日)

1. Find out the answer and get papers of proof of the following questions on each installation:
  - a. Who built it and when?
  - b. When did the Japanese Army or Navy began using it?
  - c. Who was the owner when the Japanese Army or Navy took it over? Did they recline<sup>(19)</sup> pay from the Japanese Army or Navy?
  - d. Document of present ownership.

Name of Installation	Location
1. Former Kokubo Fujin Kaikan, (Women's Defense Society Hall)	1-chome. Uehonmachi Higashiku, Osaka
2. Suikosha (Denki Club Bldg.)	

3. Commercial College (Osaka Naval Barracks)

4. Kokugikan (Wrestling Hall)

史料1はタイプ打ちの文書だが、4つの施設のうち3の“Commercial College (Osaka Naval Barracks)”の「3」の数字にだけ、手書きで○印がつけられている。占領軍は史料1の冒頭で“each installation”（それぞれの施設）について回答せよ、と求めている。戦時中に日本軍によって接収されていた施設について調べている。これと前後して史料1の日本語訳と思われる文書が綴られているので史料2に掲げた。

〔史料2〕<sup>(20)</sup>

次の件につき返答し、各建物につき証拠書類を準備せよ。

- A. 誰が何時建てたか。
- B. 何時日本軍が使用し始めたか。
- C. 日本軍が接収した時誰が持主か。

日本軍からの賃貸料の支払を拒絶したことありや。

- D. 現在の持主の書類。

- 1. ——
- 2. ——
- 3. 商科大学
- 4. ——

以上

史料2は「大阪府」と印刷された罫紙に手書きで書かれている。占領軍からの問い合わせに答えるため、大阪府が自ら日本語に訳したものであろう。1～4の書き上げのうち、「3. 商科大学」は訳しているが、1、2、4は傍線が引かれており、訳されていない。占領軍の問い合わせ4件の不動産のうち、大阪市所有不動産は商科大学のみなので、市が答えるべきところだけを訳しているのである。史料1の“Commercial College (Osaka Naval Barracks)”の「3」の数字に手書きで○印をつけたのも、大阪府の担当者であろう。

この照会は大阪府から大阪市にもたらされた。この照会に対する市の回答の起案文書が史料3である。問い合わせの2日後、6月21日に回答している。

〔史料3〕<sup>(21)</sup>

大阪商科大学々舎日本軍部使用に関する調について

本日大阪府渉外課不動産接収係長より別紙事項につき調査方依頼があったので左案の通り回答する。

(註) 本件は進駐軍接収商科大学賃貸料支払の件につき関連せる趣きなり。

案

秘第一三五号

昭和二十三年六月二十一日

大阪市秘書室理事名

大阪府渉外課長宛

件名

本月十九日大阪府を通じて進駐軍から別紙の通り照会があったので左記の通り回答する。

大阪市商科大学々舎日本軍部使用に関する調

- A. 大阪市が昭和七年九月三十日（高商部）、全九年七月二十七日（学部）を建設した。
- B. 昭和十九年六月一日（高商部）、全二十年五月一日（学部）を日本海軍が用ひだした。
- C. 大阪市の所有で海軍経理部より賃貸料の支払を受け大阪市は学舎の維持管理費の一部に充当してゐた。
- D. 大阪市が建築し、現在まで引続き大阪市の所有である。

質問Cに対する回答は、大阪市が海軍から賃貸料を受け取って、それを学舎の維持管理費に充当していた、とある。この質問からは、占領軍が接収施設に対する賃貸料支払い継続の必要性の有無を考えていることが推察される。また、史料3には「(註) 本件は進駐軍接収商科大学賃貸料支払の件につき関連せる趣きなり」とあり、占領軍の意図は府・市ともに知るところであった。

## (2) ミリタリー・ターゲット指定とPD取り消し

このやりとりは、その後、占領軍の賃貸料支払いにどう影響したのだろうか。5ヶ月後の昭和23年11月15日、連絡調整中央事務局が連合国軍総司令部に宛てた伺い書から考えてみたい。連絡調整中央事務局とは、昭和23年2月1日に内閣総理府の外局として設置された機関で、前日の1月31日をもって廃止された終戦連絡事務局に代わって、占領軍と日本政府との間の連絡調整事務を担当した<sup>(22)</sup>。なお、この間のやりとりは表4にまとめた。

### 〔史料4〕<sup>(23)</sup>

昭和二十三年十一月十五日

LO 四一五〇 (AD/IF)

連絡調整中央事務局発

連合国総司令部宛

進駐軍の使用する財産の賃借料の支払について

一、次の財産は大阪市の所有に属し、戦時中旧日本陸軍の軍用に供していたが、終戦と共に進駐軍部隊が使用して現在に至っている。

#### (1) 大阪商科大学

建物 七、五〇三坪二五

土地 五二、〇五一坪

#### (2) 大阪市立信太山健民修練所

土地 七四、九七九坪

二、進駐軍の使用に関しては、当初接収のPDが発出され、国は大阪市と終戦処理費負担の借上契約を締結し、昭和二十三年六月分迄の賃借料二、六八六、八〇五円七九銭を支払った。

三、最近に至って進駐軍当局により、軍用目的に使用されていた財産は、その所有者の如何を問わず、占拠の対象となり、これを使用するためにはPDは発出されない意向が明らかにされ、さきのPDは取消されることとなった。

表4 ミリタリー・ターゲットをめぐる動向

昭和23	6月 19日	占領軍、大阪府へ旧日本軍の接管について問い合わせ〔史料1〕
	21日	大阪市、旧日本軍による商大の接管について大阪府へ回答〔史料3〕
	9月 30日	特別調達庁大阪支局、同庁契約局に商大および健民修練所に関して問い合わせ
	10月 14日	特別調達庁契約局、同庁大阪支局へ回答。商大及び健民修練所のミリタリー・ターゲット指定解除申請のため、旧日本軍の賃貸契約書など資料6種を提出するように指示。〔史料6〕
	11月 11日	大阪市、特別調達庁大阪支局へ旧日本軍の賃貸契約書などを提出
	15日	連絡調整中央事務局、連合国軍総司令部へミリタリー・ターゲットと賃貸料支払い継続の兼ね合いについて問い合わせ〔史料4〕
	12月 3日	大阪市外事課、田坂助役の命によりS 23.11.30現在の占領軍接管大阪府有不動産調書を作成し、同市建築局へ提出
	31日	連合国軍総司令部、日本政府に対し覚書 SCAPIN6274A を発出。商大と健民修練所に占領経費（終戦処理費）から賃貸料を払うことを不許可。〔史料5〕
昭和24	1月 22日	特別調達庁大阪支局、大阪府に対し市長名でミリタリー・ターゲット指定解除申請書を提出するように指示。
	2月 8日	大蔵省管理局、大阪府に SCAPIN6274A を通知。接管不動産賃貸料は今後、終戦処理費から支払うことができない旨を通知。
	9日	大阪市長、特別調達庁大阪支局長へミリタリー・ターゲット指定解除の申請書提出〔史料7〕
	10日	大阪倶楽部の水野、大阪市外事課長へ2月21日の官民懇談会の案内送付〔史料9〕
	12日	21日の官民懇談会出席と分担金出費について、市長決裁の起案
	21日	ミリタリー・ターゲット指定問題についての官民懇談会
	23日	在大阪占領軍軍事施設関係者協議会幹事（大阪倶楽部水野）、大阪府へ官民懇談会の分担金を請求
	3月 22日	大阪市長、特別調達庁大阪支局長へミリタリー・ターゲット指定解除の申請書提出〔史料8〕
昭和27	2月	大阪市、大阪特別調達局と商大（市立大学）接管賃貸借契約を締結へ

〔出典〕大阪市外事課『昭和二十年度～二十四年度 渉外事業関係書類 接管不動産関係書類』および『昭和23年度～30年度 渉外事業関係賃貸借契約書』（大阪市公文書館所蔵）より作成。

四、仍って日本政府としては、大阪府に対し今後も賃貸料の支払を継続することが許されるか否かにつき決定致しかねるので、何分の御指示を煩わしたい。なお、日本政府は、本件の如き事例についても、SCAPIN 一八七二号による正規の手続により調達が行われる様希望するのであるから、併せて御高配願いたい。

この伺い書は「一」～「四」に分かれている。「一」では「大阪商科大学」と「大阪市立信太山健民修練所」を挙げて、この2施設は大阪府の所有財産であること、戦時中は旧日本軍<sup>(24)</sup>の軍用に提供していたこと、終戦とともに占領軍の部隊が使用して現在に至っている、と述べている。史料に記された通り、商科大学、健民修練所はともに昭和19年にそれぞれ日本海軍、陸軍によって接管を受けている。健民修練所とは、戦時中に戦争を勝ち抜くために人口増殖・健康増進を目的として行われた官製国民運動である健民運動<sup>(25)</sup>の実践場であり、当時の泉北郡和泉町および信太村（現和泉市黒鳥町、伯太町、尾井町）に設けられた大阪府有施設である。

「二」では、占領軍の使用について述べている。「進駐軍の使用に関しては、当初接管のPDが発出され、国は大阪府と終戦処理費負担の借上契約を締結し、昭和二十三年六月分迄の賃借

料二、六八六、八〇五円七九銭を支払った。」とある。ここには、占領軍による接収とそれに対する賃貸料支払いの仕組みが端的に表れている。「PD」とは占領軍が発した命令 Procurement Demand（調達要求）の略である。占領軍が不動産、役務、労務、工事、物品等を必要とした場合、日本政府に対してPD（調達要求）を発し、日本政府を通じて調達が行われた<sup>(26)</sup>。1の冒頭でも触れたが、このような占領経費をまかなう為に終戦処理費が国家予算化された。日本政府は占領軍の調達要求に基づいて、被接収者である大阪市と不動産借り上げ契約を締結し、終戦処理費から市に対して賃貸料を支払ったのである。ちなみに、接収開始から昭和23年6月までの賃貸料は表3-(1)によると商科大学は2,578,587.09円、表3-(3)によると健民修練所は108,218円70銭であり、両者の合計は2,686,805円79銭となる。史料4の「二」に書かれた金額2,686,805円79銭と合致しており、正確な値が連絡調整中央事務局から占領軍総司令部に報告されている。

「三」では、最近の占領軍の方針転換について記されている。「最近に至って進駐軍当局により、軍用目的に使用されていた財産は、その所有者の如何を問わず、占拠の対象となり、これを使用するためにはPDは発出されない意向が明らかにされ、さきのPDは取消されることとなった。」とあり、「一」に書かれていた内容、戦時中に旧日本軍の軍用に提供していた施設であることが問題となっている。軍用目的で使用されていた施設については占領軍からPDが出ないことになり、占領当初発令されていたPDが取り消されるというのである。日本政府はこのPDに基づいて被接収者と借り上げ契約を交わしているのだから、調達要求命令が取り消されることになれば、当然借り上げ契約やそれに基づく賃貸料の支払いに支障が生じてしまう。「四」は日本政府から占領軍に対して伺いをたてている。調達要求が取り消される事態に直面した政府は、今後も賃貸料の支払いを継続して良いのか、或いはそれは許されないのか自ら決定しかねるので指示を仰いでいる。政府としては正規の手続きによる調達を希望するとも付け加えており、調達要求を取り消した上での占拠続行について戸惑いが感じられる。日本政府が終戦処理費から被接収者に支払う賃貸料について、占領軍の指示に従い、伺いをたてねばならない様子がみてとれる。

1の(2)において、市有不動産に対する賃貸料の支払い状況をみてきたが、表3の商科大学、経済研究所、健民修練所の帳簿には「ミリタリーターゲットに付、総司令部の命により支払不能」と書かれていた。また、表3-(1)、表3-(3)には「23年9月31日取消<sup>(マア)</sup>」、「24年3月31日取消」とあった。これらの文言「ミリタリーターゲットに付」や「取消」は、史料4の「三」に記された事態を指していたのである<sup>(27)</sup>。ミリタリー・ターゲットとは、占領軍の使用した用語で軍用施設を指す。商科大学と健民修練所は戦時中に日本軍によって軍用目的に使用されていたため、ミリタリー・ターゲットに指定され、占領軍の占拠対象となった。そのため、占領当初に発出されていたPDはそれぞれ昭和23年9月末日、昭和24年3月末日で取り消されたのである。これらの日付限りでPDが取り消された為、連絡調整中央事務局はPDに基づいた大阪市への賃貸料の支払いをどうして良いのか分からなくなり、占領軍へ伺いを立てたのである。

史料1の占領軍の質問は、戦時中の日本軍による接收についてのものだった。占領軍は既に6月の時点で、自らの接收不動産のうちかつて日本軍の接收施設であった物をそれ以外と区別し、賃貸料支払い継続の必要の有無を考え始めていたのである。大阪市は「戦時中は日本海軍から賃貸料を受け取り、それを学舎の維持管理費に充当していた」と回答したものの、結局、占領軍は商科大学等をミリタリー・ターゲットとして扱い、PDを取り消した。その結果、PDに基づく賃貸料支払いの継続が危うくなったのである。

### (3) 賃貸料の支払い停止

占領軍は同年12月31日、連合軍最高司令官覚書 SCAPIN6274 - A を発出した。

〔史料5〕<sup>(28)</sup>

(仮訳)

昭和二十三年十二月三十一日 AG 六〇一 (昭二三、一一、一六) SCAPIN 六二七四 - A

連合軍総司令部発 (APO 五〇〇)

日本政府宛

接收財産の賃借料の支払について

#### 一、参照

昭和二十三年十一月十六日附、連絡調整中央事務局書簡 C.L.C.O 三五八七 (LO 四一五〇 AD/IF) 「接收財産の賃借料の支払について」

二、総司令部が参照書簡中に記載された不動産に対する調達要求書を取消したのは、この財産は、戦時中日本政府が軍用に供していたものであり、従って、これは旧軍用施設とみなすという決定に基くものである。

三、この財産の使用に基く日本政府の大阪市に対する債務は、戦時中軍用施設として使用したことにより生じたものである。その後の進駐軍による使用は、他の旧軍用施設の使用と同一である。

四、進駐軍によるこの施設の使用のための調達要求書は発出されない。又この財産の使用につき大阪市に対してなされる精算は、進駐軍維持に直接必要な経費のための資金から支出されることは許されない。

総司令官に代り AJL - I

高級副官 AGD 陸軍大佐 R. M. レーヴィ

史料中に「一 参照」として挙げられている連絡調整中央事務局書簡とは史料4を指しており<sup>(29)</sup>、この覚書は史料4に対する回答である<sup>(30)</sup>。この回答は決然としていた。占領軍は、総司令部がPD (調達要求) を取り消した理由について、商科大学と健民修練所は戦時中に日本政府が軍用に供していたのだから、軍用施設 (ミリタリー・ターゲット) とみなすと決定したと述べている。そして、これら旧軍用施設の使用のためにPDは発出されない、施設使用のために大阪市に支払われる金銭は占領経費 (終戦処理費) から支出してはならない、というのである。これにより、日本政府が占領経費から大阪市に商科大学と健民修練所の賃貸料を払うのは

許されない事だと明白になった。表3でみられた「総司令部の命によ」る賃貸料支払い不能とは、この覚書を示している。この覚書には占領軍の考え方がはっきりと書かれている。戦時中に日本軍が軍用に使用していた施設は旧軍用施設とみなし、占領軍がそれらを占拠するには特別な理由や命令（調達要求）、賃貸料は必要ない、という考えである。

この覚書 SCAPIN6274 - A は、日本政府に対して発せられたものである。これを受けて大蔵省は昭和24年2月8日、大阪市に対し覚書（史料5）の内容を通知する通牒を発した。紙幅の制限上、通牒全文を掲載できないが、そこには「本覚書（SCAPIN6274 - A を指す：筆者補足）によって、戦時中に軍用に提供されていた施設は国有のものは勿論、公有、私有のものもすべて旧軍用施設として占領の対象として処理されることが明らかとなった。従って当該施設の所有者に対しては、連合軍側の使用に伴う賃借料等は今後終戦処理費から支払うことができなくなった」と明言している。史料4の「三」において「軍用目的に使用されていた財産は、その所有者の如何を問わず、占拠の対象とな」と書かれていたが、2月8日の大蔵省通牒には更にはっきりと「戦時中に軍用に提供されていた施設は国有のものは勿論、公有、私有のものもすべて旧軍用施設として占領の対象として処理される」と記されたのである。以上のような占領軍の方針表明により、これまで賃貸料を受け取っていた被接収者達には、支払いが停止する事が決定的となった。3では、この問題について関係機関がどのように対応したのかを追ってみよう。

### 3. 特別調達庁・大阪市などの対応

#### (1) ミリタリー・ターゲット指定解除にむけて

昭和24年2月8日の大蔵省通牒から遡ること約4ヶ月、商科大学のミリタリー・ターゲット指定（昭和23年9月末日）の翌月にあたる10月14日には指定解除を申請する具体的な動きが早くも確認できる。史料6は、特別調達庁の文書の写しである。特別調達庁とは、占領軍の需要に応じるための機関である。占領軍の役務・物品・施設・労務などのさまざまな調達要求に応じて、調達業務の中央統轄機能を担った。GHQの意向にもとづき、公法人として昭和22年に発足した。この文書は特別調達庁契約局長が同庁大阪支局長にあてたミリタリー・ターゲット指定解除に関する書類である。史料は「特別調達庁大阪支局」と印刷された罫紙に書かれていることから、解除申請の必要上、同庁大阪支局が文書を写し、大阪市へ送ったものであろう。

〔史料6〕<sup>(31)</sup>

〔写〕 特契発第一一〇八号

昭和二十三年十月十四日

特別調達庁契約局長

特別調達庁 大阪支局長 殿

民間所有旧軍事施設に関する件

昭和二十三年九月三十日附特大総発第一七二八号貴信照会に係る旧大阪商科大学及信太山健民修



練所のミリタリー・ターゲット（軍事施設）指定に関しては第八軍に対しミリタリー・ターゲットの解除方を申請する必要があるから所有者より解除申請書を提出せしめ之に大阪市の所有財産であることを証明する左記資料を添付の上至急送付相成り度い。

記

一、証明資料

- (一) 大阪市所有財産なれば該物件の登記簿謄本並に其の訳文
- (二) 当時陸海軍に該物件を貸与せるものなれば此の賃貸契約書或は之に類した原本又は其の写及訳文
- (三) 当初の接收PD或は指令
- (四) 接收PDに基く借上契約の契約書及訳文
- (五) ミリタリー・ターゲットと指定せられた米側の指令写（各施設について）
- (六) 其の他解除申請に必要な且参考となる資料

二、尚第八軍が飽く迄ミリタリー・ターゲットの解除を許可せざるときは国内問題として大蔵省当局と協議の上処置すること

史料6によると、冒頭に「昭和二十三年九月三十日附特大総発第一七二八号貴信照会に係る旧大阪商科大学及信太山健民修練所のミリタリー・ターゲット（軍事施設）指定に関して」とあることから、特別調達庁大阪支局が9月30日に同庁契約局に対しミリタリー・ターゲットに関して何らかの照会をしたことが分かる。9月末日は、商科大学がミリタリー・ターゲットの指定を受けた当日であり、同庁大阪支局がただちに状況に呼応している様子がうかがえる。続いて「第八軍に対し、ミリタリー・ターゲットの解除方を申請する必要がある」としている。「第八軍」とは、占領軍の組織上、SCAP（連合国軍最高司令部）のすぐ下部に位置していた第八軍軍政本部を指している。特別調達庁は占領軍のミリタリー・ターゲットを鵜呑みにするのではなく、解除すべきものと明記している。そして「所有者より解除申請書を提出せしめ之に大阪市の所有財産であることを証明する左記史料を添付の上至急送付相成り度い」と述べ、指定解除の為に指示を与えている。

「記」で提出すべきものとして挙がっている「一 証明資料」には、何を根拠とし、どのような組み立てで指定解除を目指しているのかが表れている。提出物ごとに解釈してみよう。

(一) 登記簿謄本

これらの2施設が大阪市の所有財産であって、本来、日本軍の為に造られた施設ではない。

(二) 賃貸借契約書

日本陸軍・海軍が使用していたのは契約に基づいた貸与であり、恒久的な施設目的の変更ではない。

(三) 接收開始に際して発せられたPD（調達要求）

接收に対する賃貸料発生の根拠となる物。当初は正式に占領軍の命令が発令されていた。

#### (四) PDに基づく借上契約書

正式に契約を交わしており、これまではそれに基づいた賃貸料を受け取っていた。

#### (五) ミリタリー・ターゲット指定の指令書

今回の軍事施設指定。これまでの(一)～(四)の過程を無視し、この過程と相容れない。

もし、これらの証明資料とそれを駆使した事情説明を以てしても指定解除が成らなかった時は、「国内問題として大蔵省当局と協議の上処置すること」と、事態がうまく運ばなかった時の手だても想定してある。ミリタリー・ターゲットを指定したのは占領軍である。しかし、占領軍の接収に伴う不動産賃貸料は、国家予算(終戦処理費)から充当される。日本政府が被接収者達に支払うのである。言ってみれば占領軍はミリタリー・ターゲット指定やPD取り消しによって、今後は終戦処理費から払うのは許さないと、賃貸料支払いの流れに横やりをさせているのである。そこで、「指定解除が成らなければ国内問題として処置する」とは、仮に占領軍がミリタリー・ターゲット指定を解除しなかったとしても、占領軍とは別個の国内問題として、国家予算の支払い執行を検討しようとしていると思われる。大蔵省が協議相手として挙がっているのは、接収不動産の賃貸料の出所である終戦処理費を管理しているからであろう。特別調達庁からの書類提出指示を受け、大阪市は同年11月11日、外事課長から特別調達庁大阪支局長宛てに証明書類の一部(一、市有財産証明と二、陸海軍との不動産賃貸借契約書)を送付していることが確認できる<sup>(32)</sup>。大阪市から書類を受け取った特別調達庁が実際に第8軍に対してミリタリー・ターゲット指定解除申請を行ったかどうかは、史料不在のため確認できない。ここでは特別調達庁が「ミリタリーターゲット(軍事施設)指定に関しては(中略)解除方を申請する必要がある」と明記していることと、指定解除が成らなければ国内問題として処理し、予算執行を目指すという二段構えで事にあたろうとしている姿勢を確認しておきたい。

#### (2) 賃貸料支払い継続にむけて

上記のように、特別調達庁はミリタリー・ターゲット指定解除と賃貸料支払いとを二段構えで捉えていた。まずはミリタリー・ターゲット解除の必要性を明言しつつも、解除にならない時はミリタリー・ターゲット解除にこだわらず、国内問題として大蔵省と協議して、差し当たり賃貸料の支払いが継続されるよう求めるつもりであった。そうすればミリタリー・ターゲット被指定者達は賃貸料が受け続けられるのである。しかしながら、そのような考えもまったく相手にされなかった。2の最後で述べたように昭和24年2月8日にはその大蔵省から直接大阪市宛てに賃貸料支払い継続は不可能という旨の通牒が発せられたのであった。だが、大阪市を含む被指定者達は、この通牒を受けて手をこまねいてはなかった。その事例として、史料7と史料8をみてみよう。

[史料7]<sup>(33)</sup>

市有不動産のミリタリーターゲット(軍事施設)指定解除に関する申請書

昭和二十年十月七日附九八師第一七号及び昭和二十一年三月十一日附一〇九師第一五五号を以て、それぞれ接收された大阪市立商科大学及び市立信太山健民修練所は今回軍事施設の理由を以て調達命令を取消されることとなり、之に対する賃貸料は支払はれないことになった趣、貴庁より口達を受けたが右はいつでも市の所有物件であって戦時中軍の強硬なる要求により、前者は海軍に後者は陸軍に賃貸したものであるので、右の事情を御賢察の上、ミリタリー・ターゲットの指定を解除し、接收継続中は従来通り所定の賃貸料を支払はれたく、別紙参考書類添付の上右申請致します。

昭和二十四年二月九日

大阪市長 近藤博夫

特別調達庁大阪支局長

花 輪 義 敬 殿

別紙参考書類

- 一、本市有財産タル証明書及訳文
- 二、陸海軍トノ賃貸契約書写及訳文

大阪市長近藤博夫から特別調達庁大阪支局長花輪義敬あてに書かれた申請書で大阪市は、ミリタリー・ターゲットの指定解除を求め、最後に接收継続中は従来通り所定の賃貸料を支払ってほしいと求めている。ここでの要求は、まずはミリタリー・ターゲット指定解除、加えてそれに基づいた賃貸料支払いである。

この申請書について、その後、特別調達庁は改めて記載内容の変更と添付書類の追加を市に求めている。変更後の申請書が3月22日付の史料8である。

〔史料8〕<sup>(34)</sup>

昭和二十四年三月二十二日起案 昭和二十四年三月二十九日決裁 三月三十日施行

ミリタリーターゲットに関する申請書の内容変更について

標記申請書については、先に特別調達庁大阪支局長宛提出中であったが、記載内容を変更する様、内示があったので左記の通り変更の上再提出する。

記

外第五十九号

年月日

大阪市長

特別調達庁大阪支局長宛

ミリタリーターゲットに関する申請書

大阪商科大学及び信太山健民修練所はそれぞれ昭和二十年十月七日附九八師十七号及び昭和二十一年三月十一日附一〇九師一五五号を以て調達されてゐるが、今般軍事施設に指定され、之に対する賃貸料は昭和二十三年十月以降支払はれてゐないが、上記物件はいつでも市有不動産であって戦時中軍に強要されて前者を海軍に後者を陸軍に賃貸したものであるので、右事情を御諒察の上引き続き賃貸料の支払ひを受けたく右申請する。

## 別紙参考書類

- 一、本市有財産たる証明書及訳文
- 二、陸海軍との賃貸契約書写及訳文
- 三、陸海軍との交渉の顛末書及訳文
- 四、賃貸料受領に関する証明書及訳文

史料7と史料8でどのような変更があったのか、次に2点挙げておく。1点目は、ミリタリー・ターゲットについて「指定解除」という言葉の有無である。例えばタイトルが、史料7（2月申請書）は「市有不動産のミリタリーターゲット（軍事施設）指定解除に関する申請書」だが、史料8（3月申請書）は「ミリタリーターゲットに関する申請書」であり、「指定解除」がタイトルから消えている。申請文書中でも、史料7では「ミリタリーターゲットの指定を解除し、接収継続中は従来通り所定の賃貸料を支払はれたく」と希望しているが、史料8ではこの文言は削られている。指定の解除うんぬんよりも、ともかく簡潔に「引続き賃貸料の支払ひを受けたく」と主張している。

2点目として、添付書類が増えていることも指摘しておきたい。史料7は「一、本市有財産タル証明書及訳文」と「二、陸海軍トノ賃貸契約書写及訳文」の2点のみだったが、史料8では「三、陸海軍との交渉の顛末書及訳文」「四、賃貸料受領に関する証明書及訳文」が追加され、合計四点の添付書類が提出されている。これによって戦時中の日本軍接収についての情報を増やしている。

1点目・2点目を合わせて、ミリタリー・ターゲット解除には触れず、戦時中のことは結局柄余儀ない事であった、しかし賃貸料は受け取っていたのだからこのような事情を理解した上で引き続き賃貸料を支払ってほしい、と述べている。主張の重点をミリタリー・ターゲット指定解除から賃貸料支払いへと現実的な方向へ移行し、何とか賃貸料の受け取り継続を目指そうとする特別調達庁やそれに依拠して動いている大阪市の様子が見てとれる。

### (3) 被指定者同士の協同

(1)(2)では特別調達庁の指示に従って必要書類を提出し、接収に対する賃貸料の支払い継続に取り組む大阪市の姿がみられた。ところで、さきに2の最後で触れた昭和24年2月8日の大蔵省通牒では「戦時中に軍用に提供されていた施設は国有のものは勿論、公有、私有のものもすべて旧軍用施設として占領の対象として処理されることが明らかとなった。従って当該施設の所有者に対しては、連合軍側の使用に伴う賃貸料等は今後終戦処理費から支払うことができなくなった」とあった。「国有のものは勿論、公有、私有のものもすべて」ということは、大阪市のような公有不動産以外でも同じような事態が起こっていたのだろうか。

外事課作成の簿冊にはこのミリタリー・ターゲット指定・PD取り消しの事態について、興味深い記録が残っている。2および3で中心的に引用した『昭和二十年度～二十四年度 渉外事業関係書類 接収不動産関係書類』に以下のような文書が綴られていた。

〔史料9〕<sup>(35)</sup>

昭和二十四年二月十日

大阪市北区中之島三丁目(朝日会館三階)

斡旋受託者 社団法人 大阪倶楽部

常務理事 水野鷗之助(印)

黒瀬外事課長殿

接收不動産の軍事施設認定に伴ふ賃貸料の取扱い並びに措置に関する官民懇談会開催の件標記に関し先般来御出席の賛意を賜るべく御繁忙の処へ参上致し失礼の段深くお詫び申し上げます。幸関係各係官殿の格別な御高配に基き左記の通り懇談会を開催するの運びに至りました事を不肖斡旋受託者として望外の喜びに存じて居ります。

就而有意義な集会としての実を挙げる為、是非共御壺名の欠席もなく開催出来得る様にと存じ念の為以本書重ねて御案内申上げると共に貴意を得たく如斯に御座居ます。

## 記

日 時 二月廿一日(月曜日)自午後二時

場 所 北区中之島三丁目朝日会館三階 於大阪倶楽部集會室

出席者 イ 財務局 小林第一管理課長殿及び槻木事務官殿外御壺名

(確定者) ロ 特別調達庁 片岡不動産課長殿及び萬代課長代決者殿外御壺名

ハ ッ 大野調整課長代理殿

ニ 廿五師団G4(キャプテン・ベネガー)所属 ナガマチ氏

ホ 大阪市役所 黒瀬外事課長殿及び森涉外係長殿外御壺名

ヘ 国防婦人会館 代表責任者殿「石井泰治氏」〔異筆〕

ト 社団法人 中央電業協会代表者殿「川内槌造氏」〔異筆〕

チ 社団法人 大阪倶楽部 常務理事 水野鷗之助

監 事 佐藤武夫

(予定者) 大阪調整連絡事務局 安藤次長殿(2/1 現在市役所より御連絡)

(順序不同)

以上

これは、来る昭和24年2月21日に予定されている「官民懇談会」の案内である。大阪市外事課長の黒瀬宛てに書かれている。差出人は「斡旋受託者 社団法人大阪倶楽部 常務理事水野鷗之助」である。社団法人大阪倶楽部とは、大正元年に大阪財界人によって創立された英国風社交倶楽部である。大正13年に竣工した現在の会館は安井武雄の設計によるもので美観を極めたが、昭和20年3月、日本海軍によって接收され、引き続き敗戦後は表1の東区接收物件に挙げられている通り、占領軍による接收を受けていた。差出人住所の「朝日会館三階」は、占領軍接收期間中に転々とした倶楽部の仮住まいの一つである。戦時中は日本軍に、戦後は占領軍に接收されたという点で、商科大学や健民修練所と同じ歩みをたどっている。

史料中で水野は「標記に関し先般来御出席の賛意を賜るべく御繁忙の処へ参上致し失礼の段深くお詫び申し上げます」と述べている。黒瀬に出席依頼の為に何度も外事課へ足を運び、懇談会開催の実現を「望外の喜び」と表現し、ひとりの欠席もなく有意義な懇談会となるべく重ねて案内を送るなど、熱意を持って積極的に活動している様子がうかがえる。それだけ、大阪倶楽部にとってもミリタリー・ターゲットは大きな問題だったといえよう。

そして、これは単に大阪倶楽部のみにとってではなく、他の接収不動産所有者にとっても同じであった。水野の肩書きに注目するとその背後にある同じ立場の人々との協同が浮かび上がってくる。水野は上記史料では「斡旋受託者」となっている。紙幅の制限上掲載は省略するが、水野は大阪市に対し官民懇談会の開催経費分担金を請求し、市はそれに応じて公金を出費している。前掲簿冊には請求書の写し<sup>(36)</sup>があり、そこには請求者名が「在大阪占領軍軍事施設関係者協議会幹事 社団法人大阪倶楽部 常務理事水野鶴之助」と記されている。水野の2つの肩書きを考え合わせると、官民懇談会の開催案内は大阪倶楽部や水野が個別に動いていたのではなく、このような協議会を組織してその「斡旋受託者」として熱心に役割を果たしていたのである。この協議会についての詳細は不明だが、その名から大阪でミリタリー・ターゲット指定を受けた施設の所有者が加盟しているものであろう。官民懇談会の経費を大阪市も負担していることから、少なくとも大阪市、大阪倶楽部は協議会に加盟しているはずである。戦時中に軍用目的に使用されていた不動産は国有・公有・私有などの所有者の如何にかかわらずPD取り消しという占領軍の処理方針であったが、その裏返しでミリタリー・ターゲット被指定者同士は公有・私有の枠にかかわらず互いに協同してことにあたろうとして協議会を組織していたのだろう。その存在は何よりミリタリー・ターゲット指定の重さを感じさせる。

官民懇談会の詳細や発言内容は、史料が残っていないため不明である。わずかに翌日の外事課の回覧<sup>(37)</sup>にその概要について、「大阪市内の他の該当不動産所有者と共に大阪地方連絡調整事務局、特別調達庁大阪支局、大阪財務局との間に於て、二月二十一日懇談会を行ひ、国家補償等について意見を交換した。因に大阪市については杉本町の商大と信太山健民修練所が本件に該当し、昨年十月分以降の賃貸料が未収入となつてゐる」と記されているのみである。

## おわりに

ミリタリー・ターゲットの解除や、賃貸料支払い継続の取り組みがその後、どのような経過をたどったのかは不明である。しかし、商科大学および経済研究所に関しては、その後、昭和26年4月1日付でPD（調達要求）JPNR4455号が発令され、これに基づき昭和27年2月、大阪特別調達局（特別調達庁大阪支局の改編組織）と大阪市が契約を締結しようとしている様子がみてとれる<sup>(38)</sup>。この契約書で扱われている契約期間はトータルで昭和23年10月1日～昭和26年3月31日になる<sup>(39)</sup>。昭和23年10月とは、商科大学に対する接収賃貸料の支払いが停止した月である。昭和26年になって改めてPDが発令され、これまで滞っていた賃貸料を遡って支払う準備がなされていることがうかがえるのである。信太山の健民修練所についても、昭和28年の外事課文書においてPDの発令と、それに基づいた賃貸契約締結が確認できる<sup>(40)</sup>。それによると、信太山健民修練所は軍事施設に指定され借り上げ料が未払いとなっていたので、市は大阪調達局長と未払い期間中の賃貸契約を締結し、賃貸料の支払いを請求している。ミリタリー・ターゲットの解除という文言こそ明記されていないが、商科大学、健民修練所ともに

ミリタリー・ターゲット指定によって一度は取り消されたPDが改めて発令され、契約締結が具体化していることから、事実上、ミリタリー・ターゲット指定問題は解消したと考えて良いだろう。

本論の執筆の契機は、2005年秋に本学の創立125周年学内整備に伴って本学杉本町キャンパス専門地区にあった「チャペル」(通称)が撤去されたことにある。「チャペル」は占領軍が本学接收中に建てた建造物であったが、「チャペル」をはじめとして占領軍はどの建物をどのように使用していたのか調べ始めたことに端を発している。調査の過程で占領期の公文書を見ていくうちに、公文書からただ大阪商科大学(のち大阪市立大学)の歴史だけを抜き取ってもその意味は薄れてしまう、本学の歴史を大阪市有不動産という一つのグループの中で位置づけることが重要ではないかと思いついた。1および2ではそのような位置づけがある程度できたのではないかと考えている。同じ市有不動産でも、戦時中の来し方が戦後のありかたを大きく決定づけてしまうという事実を見いだすに至った。また、占領期の市有不動産について、特に接收に対する賃貸料について具体的な検討を加えられたのも本論の意義の一つと考えている。

ミリタリー・ターゲット問題を扱ったことにより、大阪における占領軍の接收がずっと同一調子で継続したのではなく、軍の方針転換があり、それに対処しようとする特別調達庁や大阪市、さらには私有不動産所有者達の間さまざまな動きがみられることが明らかになった。

残された課題のうち主要なものとして、ミリタリー・ターゲット問題がどのような経緯で解決したのか明らかにできていないこと、賃貸料以外の面で占領がどのようなものだったのか具体的に解明していないことなどを挙げておきたい。今後、引き続きそれらのことについて検討していきたい。

## 注

- (1) 『大阪市立大学百年史』全学編上巻、前史第2章(大阪市立大学発行、1987年11月)
- (2) 契約書の本紙は未だ発見できていない。
- (3) 田中ひとみ「昭和19年 大阪海軍経理部—大阪市 商大土地建物賃貸借契約書について」(『大学史資料室ニュース』第12号、大阪市立大学 大学史資料室発行、2008年3月)
- (4) 大阪の支配はその後の占領軍の改編を経て、昭和21(1946)年の春までに第1軍団第25師団に引き継がれた。(『新修大阪市史』第8巻 大阪市、1992年)
- (5) 所在地の表記は占領当時のものを使用する。以下、断りのない限り同様とする。
- (6) 司令部はそののち統治機構の整備拡充により、日本生命ビルに移った。(前掲『新修大阪市史』第8巻)
- (7) 前掲『新修大阪市史』第8巻、『大阪市戦災復興誌』(大阪市、1958年)、『大阪社会史』第25巻(大阪社会事務局調査課、1982年)
- (8) 調達庁『占領軍調達史—占領軍調達の基調—』(1956年)、同『占領軍調達史 統計編—占領経費に関する統計—』(1995年)
- (9) 大阪市外事課『渉外事業関係書類 接收不動産賃貸料処理簿』(大阪市公文書館所蔵、簿冊整

理番号213285、配架番号56935)

- (10) 前掲『新修大阪市史』第8巻より。
- (11) 1928(昭和3)年8月に開設した経済研究所は、正式名称は「大阪市経済研究所」であったが、経済研究所規則第1条に「大阪商科大学ニ経済研究所ヲ附置ス」とあって、研究所は対外的には「大阪商科大学経済研究所」の名称を用いた。(前掲『大阪市立大学百年史』)
- (12) 表2の3経済研究所の土地欄に「敷地は商大地内」と書かれているように、経済研究所は商科大学の敷地内にあった。52501.01坪という数値には、商科大学のみではなく経済研究所の面積が含まれていると考えられる。
- (13) この横堀3丁目の土地を含めた表2の13~22番は、町名で表記されている。面積も1坪未満のもの(19、20)から100坪以上のもの(21)、複数の町にまたがる500坪以上のもの(13~17)など、多彩である。詳細は不明だが、市有の既存公共施設ではなく、市有不動産だったのではないかと推察する。
- (14) ただし、表2の25扇町高等女学校だけは例外で、昭和24年度以降の動きについて「昭和25年7月6日解除」と記入されている。しかしそれとて解除日が記されているだけで、他の不動産と同様に出納記録は昭和24年度までしか記されていない。
- (15) 前掲『大阪市戦災復興誌』および大阪市外事課『昭和23年度~30年度 渉外事業関係書類 接收不動産関係賃貸借契約書』(大阪市公文書館所蔵、簿冊整理番号213287、配架番号56937)
- (16) 13~14、16~17、19~21については、いつ解除されたのか不明である。「その他なんらかの形で」とは、2商科大学・3経済研究所・23健民修練所の3ヶ所がミリタリーターゲット指定を受けていることを指す。(ミリタリーターゲット指定については後述)
- (17) 9月30日の間違いと思われる。これ以降、本文中においては9月末日と表記することにする。
- (18) 大阪市外事課『昭和二十年度~二十四年度 渉外事業関係書類 接收不動産関係書類』第9号文書(大阪市公文書館所蔵、簿冊整理番号213284、配架番号56934)以後はこの簿冊を単に「接收不動産関係書類」と省略表記する。
- (19) “recline”は自動詞であり、通常は目的語の前に助詞の“on”や“upon”を付けるので、この英文は文法的には不完全である。
- (20) 注(18)に同じ。
- (21) 前掲簿冊『接收不動産関係書類』第8号文書
- (22) 『日本外交史 第26巻 終戦から講和まで』(鹿島研究所出版会、1973年)
- (23) 前掲簿冊『接收不動産関係書類』第15号文書
- (24) 史料中では「戦時中旧日本陸軍の軍用に供していた」とあるが、大阪商科大学は日本海軍の大坂海兵団に接收されていたので、正しくは「旧日本海軍の軍用に供していた」とすべきである。
- (25) 高岡裕之編『資料集 総力戦と文化 第2巻 厚生運動・健民運動・読書運動』(大月書店、2001年)
- (26) 前掲 調達庁『占領軍調達史一占領軍調達の基調一』
- (27) ちなみに経済研究所は史料4の「一」に挙がっていないが、商科大学の敷地内にあったため、ここでは一体のものとして扱われ、敢えて記されなかったものと推察する。
- (28) 前掲簿冊『接收不動産関係書類』第15号文書
- (29) 史料4の日付は昭和23年11月15日であり、史料5の「一 参照」に書かれた日付と一日ずれて



いるが、書簡のタイトルがほぼ同じこと、LO4150の番号が同じことから、同一書簡を指しているかと判断して問題ないだろう。

- (30) 史料4および史料5の関係について断っておきたい。昭和24年2月8日に、大蔵省管理局から大阪市へ通牒が発せられた。通牒の内容は、SCAPIN6274 - Aを通知し、それに基づいて今後、大阪市が取るべき処理方法を具体的に示している。この通牒に参照資料として添付されていたのが史料4、史料5である。
- (31) 前掲簿冊【接收不動産関係書類】第10号文書
- (32) 前掲簿冊【接收不動産関係書類】第10号文書
- (33) 前掲簿冊【接收不動産関係書類】第13号文書
- (34) 前掲簿冊【接收不動産関係書類】第16号文書
- (35) 前掲簿冊【接收不動産関係書類】第13号文書
- (36) 請求書、分担金出費記録ともに、前掲簿冊【接收不動産関係書類】第14号文書
- (37) 前掲簿冊【接收不動産関係書類】第15号文書
- (38) 大阪特別調達局と大阪市が交わした契約書には公印も捺されているのだが、日付欄が空白になっているため、ここでは締結完了という断定は差し控えておきたい。大阪市外事課【昭和23年度～30年度渉外事業関係書類 接收不動産関係 賃貸借契約書】(大阪市公文書館所蔵、簿冊整理番号213287、配架番号56937) 第10号文書
- (39) 契約期間が数ヶ月ごとに区切られ、契約書が数枚に別れている。商科大学と経済研究所では枚数も異なる。
- (40) 前掲簿冊【昭和23年度～30年度渉外事業関係書類 接收不動産関係 賃貸借契約書】第21号文書

(たなか ひとみ・大阪市立大学大学史資料室非常勤研究員)